

## W45 空家所有者補償特約（空き家あんしん管理用）

### 第1章 共通事項

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
<u>空家建物</u>	<p>記名被保険者が提供する空き家あんしん管理の対象である<sup>(注1)</sup> 空家の建物をいいます。なお、次に掲げる物のうち、<u>被保険者</u>の所有するものは、特別の約定がないかぎり、<u>空家建物</u>に含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 畳、建具その他これらに類する物</li><li>② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に定着したもの</li><li>③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に定着したもの</li><li>④ 門、塀もしくは垣または床面積が 66 m<sup>2</sup>未満の物置・車庫<sup>(注2)</sup></li><li>⑤ 建物の基礎の部分</li></ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>(注1) 空き家あんしん管理の対象である 空き家あんしん管理の利用に関する管理委託契約が締結されていることをいいます。</p><p>(注2) 物置・車庫 これらが<u>空家建物</u>に該当する場合は、①から③までおよび⑤に該当するものも、保険の対象に含まれます。</p></div>
<u>空家所有者等</u>	<u>空家建物</u> の所有者または空き家あんしん管理の申込者をいいます。
<u>空家所有者等</u> <u>賠償事故</u>	<p>次のいずれかの所有、使用または管理に起因する他人の<u>身体の障害</u>または<u>財物の損壊等</u>をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① <u>空家建物</u></li><li>② <u>敷地内</u>に所在するその他の不動産<sup>(注)</sup> または動産</li></ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>(注) 敷地内に所在するその他の不動産 <u>空家建物</u>以外の建物を除きます。以下同様とします。</p></div>
<u>空家半焼事故</u>	<p>火災、落雷、破裂または爆発により、<u>空家建物</u>に半焼以上の損害<sup>(注1)</sup> が生じることをいいます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>(注1) 半焼以上の損害 次のいずれかに該当する損害をいいます。 ① <u>罹災証明書</u>において半焼以上と判定される損害</p></div>

	<p>② <u>空家建物</u>の損害の額<sup>(注2)</sup>が、その<u>空家建物</u>の再調達価額<sup>(注3)</sup>の20%以上となった損害</p> <p>(注2) 損害の額</p> <p><u>空家建物</u>の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた<u>空家建物</u>を修理することができるとときは、再調達価額を限度とし、次の算式によって算出した額とします。</p> <table border="1"> <tr> <td>修理費<sup>(注4)</sup></td><td>－</td><td>修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td><td>=</td><td>損害の額</td></tr> </table> <p>(注3) 再調達価額</p> <p><u>空家建物</u>と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。</p> <p>(注4) 修理費</p> <p>損害が生じた地および時において、損害が生じた<u>空家建物</u>を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、<u>空家建物</u>の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。</p>	修理費 <sup>(注4)</sup>	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害の額
修理費 <sup>(注4)</sup>	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害の額		
<u>空家失火事故</u>	<p>次の①に規定する事象によって②の損害が生じることをいいます。</p> <p>① <u>空家建物</u>から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者<sup>(注1)</sup>の所有物<sup>(注2)</sup>で、かつ、第三者が占有する部分<sup>(注3)</sup>から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。</p> <p>② 第三者の所有物の<b>損壊</b>。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。</p>					

	<p>(注1) 第三者  <u>空家所有者等</u>と生計を共にする同居の<u>親族</u>を除きます。          以下同様とします。</p> <p>(注2) 所有物          動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限ります。</p> <p>(注3) 第三者が占有する部分          区分所有建物の共用部分を含みます。</p>
<u>残存物取片づけ費用</u>	<u>空家半焼事故</u> によって損害を受けた <u>空家建物</u> の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
<u>敷地内</u>	囲いの有無を問わず、 <u>空家建物</u> の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
<u>失火見舞費用</u>	<u>空家失火事故</u> によって生ずる見舞金等の費用をいいます。
<u>罹災証明書</u>	消防長、消防署長もしくは各自治体の市区町村長またはそれに類する公的機関が発行する罹災証明書をいいます。

## 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款および特別約款の規定を準用します。

## 第2章 空家所有者等賠償事故

### 第1条（事故）

この章において、事故とは、空家所有者等賠償事故をいいます。

### 第2条（被保険者）

(1) この章において、被保険者とは、特別約款第3条（被保険者）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 空家所有者等
- ② 空家所有者等の配偶者
- ③ 空家所有者等またはその配偶者の同居の親族
- ④ 空家所有者等またはその配偶者の別居の未婚<sup>(注1)</sup>の子
- ⑤ 空家所有者等が未成年者または責任無能力者である場合は、空家所有者等の親権

者、その他の法定の監督義務者または監督義務者に代わって空家所有者等を監督する者<sup>(注2)</sup>。ただし、空家所有者等に関する事故に限ります。

- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者または監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者<sup>(注3)</sup>。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1) 未婚

これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注2) 監督義務者に代わって空家所有者等を監督する者  
空家所有者等の親族に限ります。

(注3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者  
責任無能力者の親族に限ります。

(2) (1)の空家所有者等と空家所有者等以外の被保険者との続柄および同居・別居の別は、事故発生時におけるものをいいます。

(3) この章の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、この規定によって、第4条（支払保険金の計算）に規定する当会社の支払うべき保険金の支払限度額が増額されるものではありません。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、特別約款第4条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の法定代理人の故意

② 空家建物の建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる財物の損壊<sup>ひょう</sup>

③ 次のいずれかの所有、使用または管理<sup>(注1)</sup>

ア. 自動車または原動機付自転車

イ. 航空機

ウ. 敷地内以外における船舶・車両<sup>(注2)</sup>

エ. 銃器（空気銃を除きます。）

④ 塵埃または騒音<sup>じんあい</sup>

(注1) 次のいずれかの所有、使用または管理

荷物の積込みまたは積卸し作業を除きます。

(注2) 敷地内以外における船舶・車両

原動力が専ら人力である場合を除きます。

(2) 当会社は、特別約款第4条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産<sup>(注1)</sup>の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が被保険者の業務<sup>(注2)</sup>に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ④ 第2条（被保険者）に規定する者に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑥ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊等について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

(注1) 不動産

空家建物の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注2) 業務

特別約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、被保険者の事業にかかる仕事をいいます。

#### 第4条（支払保険金の計算）

当会社は、事故に起因する特別約款第2条（保険金を支払う場合）(1)に規定する損害については、特別約款第6条（支払保険金の計算）(1)①の規定にかかわらず、1回の事故について、法律上の損害賠償金の額から次の免責金額を差し引いた額に対して、保険金を支払います。ただし、次の支払限度額を限度とします。

支払限度額	保険証券記載の施設業務特約の支払限度額
免責金額	なし

#### 第3章 空家損壊事故

##### 第1条（事故）

この章において、事故とは、次のいずれかをいいます。

- ① 空家半焼事故
- ② 空家失火事故

## 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、特別約款第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する空家半焼事故により、被保険者が残存物取片づけ費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、特別約款第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生する空家失火事故により、被保険者が失火見舞費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

## 第3条（被保険者）

この章において、被保険者とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 空家所有者等  
② 空家所有者等の法定相続人。ただし、空家所有者等が死亡した場合に限ります。

## 第4条（適用除外）

当会社は、この章においては、特別約款第4条（保険金を支払わない場合）の規定を適用しません。

## 第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じた事故に対しては保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者<sup>(注1)</sup> またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反  
② ①に規定する者以外の者<sup>(注2)</sup> が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。  
③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動  
④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
⑤ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性  
⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染  
⑦ ③から⑥までの事由に随伴して生じた事象またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事象

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2) ①に規定する者以外の者

その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当会社は、(1)③から⑦までの事由によって発生した保険金を支払うべき事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも保険金を支払うべき事故が(1)③から⑦までの事由によって延焼または拡大して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害<sup>(注1)</sup>に対しては、保険金を支払いません。

① 空家建物の欠陥。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。

ア. 保険契約者または被保険者<sup>(注2)</sup>

イ. ア. に代わって空家建物を管理する者

ウ. ア. またはイ. の使用人

② 空家建物の自然の消耗もしくは劣化<sup>(注3)</sup>、スケール<sup>(注4)</sup>の進行または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション<sup>(注5)</sup>、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

(注 1) 次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害

保険金を支払うべき事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

(注 2) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 3) 自然の消耗もしくは劣化

保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

(注 4) スケール

ボイラ<sup>(注6)</sup>、熱交換器、冷却塔、濾過器、貯湯タンク、ポンプおよびそれらの配管等の内壁に、液体の溶存物質が付着し、硬化することをいいます。

(注 5) キャビテーション

ポンプ、水車またはタービン等の羽根車の翼面上を流れる液体が加速されることで発生する急激な気泡の発生および消滅現象に伴う圧力によって、羽根車や周辺部位が損壊することをいいます。

(注6) ボイラ

密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれらの付属装置（炉および煙道の構成部分を含みます。）をいい、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気だめ、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器、蒸気管および給湯管を含みます。

## 第6条（支払保険金の計算）

当会社が、第2条（保険金を支払う場合）の規定により支払う保険金の額は、事故の種類ごとに下表のとおりとします。なお、この規定は空家建物ごとに適用します。

①	<u>空家半焼事故</u>	残存物取片づけ費用の額。ただし、1回の <u>空家半焼事故</u> について、100万円を限度とします。			
②	<u>空家失火事故</u>	次の算式によって算出した額。ただし、1回の事故につき、50万円を限度とします。  $\text{被災世帯 (注)の数} \times 1 \text{ 被災世帯当たりの支払額 (10万円)} = \text{保険金の額}$			

(注) 被災世帯

第1章第1条（用語の定義）の空家失火事故の定義中②の損害が生じた世帯または法人をいいます。以下、本条において同様とします。

## 第7条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生した場合において、第2条（保険金を支払う場合）の規定により被保険者が残存物取片づけ費用または失火見舞費用を支出しようとするときは、次の事項を事故発生の日の翌日から起算して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社に通知し、あらかじめ当会社の同意を得なければなりません。

- ① 事故が発生した日時、場所および被害の状況
- ② その他当会社が特に必要と認める事項

(2) 保険契約者または被保険者が、(1)の規定に違反した場合、または当会社に知っている事実を告げず、もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社はそれによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が、過失がなく事故が発生したことを知らなかつた場合、またはやむを

得ない事由により、(1)の期間に通知できなかつた場合を除きます。

## 第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が、この特約の規定に従い、保険金の支払を請求する場合は、普通約款第3章基本条項第27条（保険金の請求）(2)に規定する書類または証拠に加え、次に規定する書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 損害の額の見積書
  - ② 罹災証明書

## 第9条（時効）

第2条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う事故にかかる保険金請求権は、第8条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第10条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の損害について、他の保険契約等<sup>(注)</sup>がある場合は、普通約款第3章基本条項第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、当会社は、損害の額が他の保険契約等により支払われるべき保険金の合計額を超過する額に対してのみ、保険金を支払います。
- (2) 第2条（保険金を支払う場合）(2)の損害について、他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が第2条の規定により支払われる損害の額（以下「損害の額」といいます。）を超えるときは、当会社は、普通約款第3章基本条項第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、次に定める額を第2条の保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
  - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 他の保険契約等

第2条の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

※証券上は「W45 トヤク（アキヤンシンカンリ）」と表示されます。